

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 件 名 | 味噌川ダム警報車(デリカ)法定車検業務 |
| 2 履 行 場 所 | 受注者指定場所 |
| 3 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から 令和8年11月30日まで |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 別添、仕様書のとおり施行が可能である者。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | FAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、FAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 提出期限 | 令 和 8 年 9 月 30 日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人 水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所
TEL 0573-25-5295 FAX 0573-25-9221 |
| 5) 質 問 書 | 令 和 8 年 9 月 18 日 12:00 まで |
| 提出期限 | ※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。 |
| 6) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年10月1日12:00までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積りの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 5 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

味噌川ダム警報車(デリカ)法定車検業務 仕様書

1. 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構 木曽川上流ダム総合管理所 味噌川ダム管理所（以下「機構」という。）が施行する「味噌川ダム警報車(デリカ)法定車検業務」（以下「業務」という。）に適用する。

2. 目的

本業務は、警報車(デリカ)の車検を行う。

3. 場所

受注者の指定場所

4. 履行期間

契約締結の翌日から令和8年11月30日までとする。ただし、車検は令和8年10月25日までに完了すること。

5. 業務内容

1) 警報車(デリカ)(別添車検証参照)(8ナンバー車)

①車検整備

（下廻り各部、ブレーキ関係、ケーブル関係、灯火・保安装置、動力伝達装置、エンジン及び電気機器、ステアリング装置関係、排気ガス）

②保安確認検査

③エンジンオイル・オイルエレメント交換(取替)

④OBD(車載コンピューター)診断検査

⑤バッテリーフル充電

⑥下回り高圧スチーム洗浄、下回り錆止め塗装（フロア全体）

⑦味噌川ダム管理所までの引取・搬入あり（代車あり）

⑧法定費用(自賠責保険、重量税、印紙代)

⑨検査業務費用

6. 疑義等

この仕様書に明記されていない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに機構職員と協議するものとする。

以上

A

記録年月日 令和 6年 10月 10日

自動車検査証記録事項

322240180416

1. 基本情報											
自動車登録番号又は車両番号 松本 800 さ 8514											
車台番号 PD6W-1102792											
登録年月日／交付年月日		平成 18年 10月 26日		初度登録年月		平成 18年 10月		有効期間の満了する日		令和 8年 10月 25日	
2. 所有者・使用者情報											
所有者の氏名又は名称		独立行政法人水資源機構									
所有者の住所		埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 [11005 0073]									
使用者の氏名又は名称		独立行政法人水資源機構 味噌川ダム管理所									
使用者の住所		長野県木曽郡木祖村小木曽2058-22 [20806 0160]									
使用の本拠の位置		***									
3. 車両詳細情報											
車名		三菱 [313]									
型式		GH-PD6W				原動機の型式		6G72			
自動車の種別		普通		用途		特種		自家用・事業用の別		自家用	
車体の形状		公共応急作業車 [570]				乗車定員		7人		最大積載量 - kg	
車両重量		2000 kg		車両総重量		2385 kg		長さ		468 cm	
前後軸重		1170 kg		前後軸重		- kg		後前軸重		- kg	
燃料の種類		ガソリン				型式指定番号		類別区分番号		2.97 kW	
4. 備考											
[松本], 継続検査 自動車重量税額 ¥37,800 使用車種規制 (NOx・PM) 対象外特種自動車。 [走行距離計表示値] 244, 200 km (令和6年10月10日) [旧走行距離計表示値] 228, 500 km (令和4年10月20日) 平成11年騒音規制車 この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当 [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 [整備工場コード] 32-02633 [その他検査事項] (1) 近接排気騒音規制値96DB [型式・類別] 11599・0004 以下余白											

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります

車両ID T9571JX7725939



自動車検査証

令和 6年10月10日

長野運輸支局長

322240180416

自動車登録番号又は車両番号	初年度登録年月	自動車の種別	用途	自動車・牽引用の別	型式指定番号	類別区分番号
松本 800 さ 8514	平成18年10月	普通	特種	自家用		
車名		車体の形状				
三菱		公共応急作業車				
車体番号		燃料の種類		総排気量又は定格出力		
PD6W-1102792		ガソリン		2.97		
型式		原動機の種類		前軸輪径	後軸輪径	全長
GH-PD6W		6G72		1170		330
全幅	前輪軸距	全幅	全長	全幅	全長	全幅
7	2000	2385	468	169	213	
使用者の氏名又は名称						
独立行政法人水資源機構 味噌川ダム管理所						
備考						
NOx・PM対象外、平成11年騒音、特種用途（使用者限定）、その他						

T9571JX7725939

国土交通省

3407

車検証閲覧
アプリはこちら

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

木曽川上流ダム総合管理所長 中野 春男 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年9月14日に交付された「味噌川ダム警報車（デリカ）法定車検業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123+4=127$
 $127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-		123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123+4+1=128$
 $128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業 が契約の相手方となる。